

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	財団法人大阪府保健医療財団	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成 24 年 12 月 7 日
			事務局 平成24年11月 5 日から 平成24年11月 6 日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	出納その他の事務
<p>指示事項</p> <p>財団法人大阪府保健医療財団が指定管理者として運営する中河内救命救急センターにおいて、大阪府から無償貸与されている物品について適切に管理する義務があるにもかかわらず、現物確認ができない物品や、現物と物品リストとの対応関係が不明瞭なものがあり、管理が適切でないものがあった。物品管理が適切にできるよう、現物との対応関係が明確となる物品リストの登録方法について府とも協議し検討されたい。 (なお、本件は、大阪府健康医療部保健医療室に係る指示ともする。)</p>			
<p>指示事項の内容等</p> <p>1 概要</p> <p>財団法人大阪府保健医療財団（以下「法人」という。）は、指定管理者として中河内救命救急センターの管理運営業務を行っており、大阪府から無償貸与されている物品についても適切に管理する義務がある。</p> <p>しかしながら、中河内救命救急センターの府から無償貸与されている物品が適切に管理されていることを確認するため、現物と物品リストの照合を実施したところ、物品リストで確認できない物品があった。</p> <p>また、物品リストに一式として登録されているものが多く、現物との対応関係が不明瞭であった。</p> <p>【現物が物品リストで確認できなかった物品】 応接室の大テーブル、PDMS（患者情報管理システム）の一部、 超低温フリーザー（SANYO MDF-192）、冷温水槽（MERA HHC-211）、 移動型エックス線テレビ装置（BV300）</p> <p>【一式登録のため現物の範囲が不明瞭のもの】 画像記録装置・画像ネットワークシステム、生体情報モニタリングシステム</p> <p>2 指示事項の内容</p> <p>物品管理が適切にできるよう、現物との対応関係が明確となる物品リストの登録方法について府とも協議し検討されたい。</p>			